

令和元年度 第1回 能登町入札監視委員会 議事概要

開催日時及び場所	令和元年 5月28日(火) 午後1時30分～3時50分 能登町役場3階 302会議室	
出席委員	<p>芦田 正良 (公平委員) 出席 【委員長】 上野 博 (監査委員) 出席 【職務代理】 角 弘子 (公平委員) 出席 橘 重克 (公平委員) 出席 山根 敏秀 (税理士) 出席</p> <p>(※敬称略 五十音順)</p> <p>注) (役職名) については、委員委嘱時における役職を表記。</p>	
次第	<p>1 開 会 2 挨拶 3 議 事 (1) 入札・契約手続の運用状況について (2) 審議対象工事の抽出結果について (3) 審議対象工事の審議 (4) その他 4 閉 会</p>	
審議対象期間	平成30年度(下半期) 【平成30年10月1日～平成31年3月31日】	
抽出工事	5件 (予定価格が130万円超の建設工事142件 (一般5件、指名129件、随契8件)のうち)	
	一般競争入札	1件 ・平成30年度 冷房設備対応臨時特例交付金事業 能登町立柳田小学校 普通教室空調設備設置工事
	指名競争入札	3件 ・平成30年度 生活基盤施設耐震化等交付金 水道施設等耐震化事業 配水管布設替工事(その9 鶉川) ・平成30年度 30災-33号 町道1級九里川尻越坂1号線 道路災害復旧工事 ・平成30年度 30災-406号 町道越坂明野1号線 道路災害復旧工事
	随意契約	1件 ・平成30年度 農林産物総合センター 冷凍庫設備工事

委員からの質問及びそれらに対する町の回答等	別紙のとおり
委員会による意見の具申内容	<u>具申なし。</u>

別紙

質問・意見	回 答
<p>(1) 入札・契約手続の運用状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札・契約制度の改正等に関する事業者への情報発信の手法は？ ・低入札価格調査基準価格及び最低制限価格における算出のタイミングは？ ・低入札価格調査制度を適用し発注した場合において、調査基準価格を下回った応札があった場合は、開札時に低入札価格調査を実施し、その場で落札者を決定するのか？ ・その場合、落札決定までにどの程度の日(時間)を要するのか？ ・「一般競争入札」及び「指名競争入札」並びに「随意契約」による発注区分の分類について再確認したい。(指名競争入札及び随意契約による発注工事の中で大きな額の発注があったので・・・) 	<ul style="list-style-type: none"> ・町ホームページを介して情報発信を行っており、入札公告等をはじめ、事業者自らにおいて情報を入手して頂いている。 ・入札執行以前において、設計図書を基に監理室が算出している。 ・一旦、落札決定を保留としたうえで、入札執行を終え、その後、低入札価格調査を実施することとなる。 ・当日の入札執行件数及び執行終了時刻にもよるが、できれば当日中において落札者決定にまで至りたいと考える。速やかに落札者を決定できるよう対応したい。 ・地方公共団体が発注を行う場合には、不特定多数の参加者を募る「一般競争入札」が原則とされている。ただし、この原則を貫くと調達準備等に多くの作業や時間を費やすこととなり、結果として当初の目的が達成できなくなる等の弊害が生じることがあり得る。このため、「指名競争入札」や「随意契約」による調達が例外的な取扱いとして地方自治法上認められている。当町においては、予定価格が三千万円以上となる工事(ただし、災害等の特別な理由がある工事は除く。)において一般競争入札を適用しており、随意契約においては、地方自治法施行令第167条の2第1項に合致した場合のみ、随意契約による発注を執行している。

質問・意見	回 答
<p>・入札執行時における「無効」と「失格」の違いは何か？</p> <p>(2) 審議対象工事の抽出結果について</p> <p>(3) 審議対象工事の審議</p> <p><一般競争入札分> 「平成 30 年度 冷房設備対応臨時特例交付金事業 能登町立柳田小学校 普通教室空調設備設置工事」</p> <p>・町が見込んだ入札参加申請可能者数に対して 4 者の応札であったが、当該工事における応札者数について、町はどう考えているのか？</p> <p><指名競争入札分> 「平成 30 年度 生活基盤施設耐震化等交付金 水道施設等耐震化事業 配水管布設替工事 (その 9 鶺川)」</p> <p>・指名するにあたって、指名業者数の基準はあるのか？</p>	<p>・「無効」については、能登町競争入札心得第 6 条 (無効の入札書) において規定しており、「失格」については、能登町低入札価格調査制度実施要領第 6 条 (数値的判断基準による低入札価格調査) においてそれぞれ規定している。いずれにおいても「落札者には、成り得ない。」ということでは、一致するものである。</p> <p>・抽出委員より抽出結果の報告</p> <p>・個別工事における応札者数については、応札側である事業者ごとに様々な要因があると考えられ、発注者の立場において明確にお答えすることは困難である。ただ、一般競争入札については、その性質上、公告した時点において既に競争性が確保されるものである。</p> <p>・能登町財務規則において、指名業者数が 5 者以上となるよう規定している。</p>

質問・意見	回 答
<p>「平成 30 年度 30 災－33 号 町道 1 級九里川尻越坂 1 号線 道路災害復旧工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指名業者（舗装事業者）に町外業者の事業者が多い理由は？ ・復旧（施工）延長に対して、区画線工の延長が少ない（短い）のでは？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・合併前の旧町村時代における受注実績並びに当町に事業所を有し且つ町への除雪実績貢献度を踏まえた結果である。 ・災害復旧工事については、原形復旧に留まるため、維持工事的な要素分については、災害査定時より計上（申請）することができない。
<p>「平成 30 年度 30 災－406 号 町道越坂明野 1 号線 道路災害復旧工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧工事において人手不足等が理由による不調は無かったのか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・当町においては、事業者の災害復旧に対するご理解のもと、おかげさまで無かったが、新聞報道等でご存知のとおり、中能登地区の一部においては、県及び市町発注工事でそのようなことがあったと認識している。
<p><随意契約分></p> <p>「平成 30 年度 農林産物総合センター 冷凍庫設備工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工期内において、もともと保存していた冷凍果実はどう対処したのか？また、常時どの程度の量が保管されているのか？当該工事による冷凍果実の被害は出たのか？ ・予定価格は事前公表なのか？ 	<ul style="list-style-type: none"> ・宇出津新港の鮮度保持施設に移し替えて対処した。常時の保存量は、3～10 t である。なお、工事に伴う被害は、出ていない。 ・随意契約の執行にあたっては、予定価格を非公表で運用している。

質問・意見	回 答
<p>・ 予定価格の算出方法は？</p> <p>(4) その他</p> <p>・ 次回審議対象工事に係る抽出委員の決定について</p> <p>・ 次回（第2回）入札監視委員会の開催予定について</p>	<p>・ 複数事業者からの見積もりを基に、内容を精査し、町が積算している。</p> <p>・ 能登町入札監視委員会設置要綱第6条に規定する次回審議対象工事に係る抽出委員は、能登町入札監視委員会の運営に関する事務取扱要領第3条第2項の規定により、橘氏に決定する。</p> <p>・ 令和元年（2019年）11月中旬～下旬に開催予定とすることを決定する。また、具体的な日程調整は、10月早々とする。</p>